

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【四半期会計期間】	第60期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	山一電機株式会社
【英訳名】	YAMAICHI ELECTRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 太田 佳孝
【本店の所在の場所】	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
【電話番号】	(03)3734-0110(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
【電話番号】	(03)3734-0110(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第2四半期 連結累計期間	第60期 第2四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (千円)	11,113,984	12,770,832	21,778,893
経常利益 (千円)	641,362	1,566,456	1,292,391
四半期(当期)純利益 (千円)	515,811	1,343,991	970,005
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	738,059	1,618,085	1,338,572
純資産額 (千円)	12,990,282	15,386,185	13,482,053
総資産額 (千円)	23,278,697	26,040,595	23,582,921
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	22.15	57.71	41.65
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	55.7	59.0	57.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,434,243	1,169,327	2,783,368
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	348	651,666	698,781
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	736,318	443,100	1,125,176
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	4,537,415	5,037,419	4,871,652

回次	第59期 第2四半期 連結会計期間	第60期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	7.23	40.04

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第59期第2四半期連結累計期間及び第59期については潜在株式が存在しないため、第60期第2四半期連結累計期間については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間の経営環境は、米国経済が雇用環境や個人消費の改善等を背景に回復傾向にあるものの、中国や新興国の減速懸念や欧州での地政学リスクなど不透明な状況が続きました。国内においては、設備投資の増加や雇用環境の改善が進むなか、消費税引き上げに伴い減少している個人消費にも持ち直す動きが見られるなど、全般としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの関連する半導体・電子部品業界におきましては、スマートフォン市場は海外需要を中心に引き続き好調に推移し、自動車関連や設備投資関連市場も堅調に推移いたしました。しかしながら、薄型テレビ、デジタルカメラやパソコンなどのコンシューマ機器向け需要は総じて低調な推移となりました。

このような状況のもと当社グループは、「事業構造改革」に取り組み、グループ会社全体での連携を強化し、業務の効率化を図り、さらなる固定費削減に取り組んでおります。また、テストソリューション事業、コネクタソリューション事業および光関連事業の3事業に経営資源を集中し、お客様が満足する製品・サービスを提供するため、グローバルでの地域・市場・顧客・製品別の成長戦略を策定・実行し、持続的成長と収益力の向上に向けた活動を進めております。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、テストソリューション事業とコネクタソリューション事業が増収になったことから12,770百万円（前年同四半期比14.9%増）となりました。利益面でも、増収による効果、構造改革の推進による収益構造の改善や不採算事業からの撤退などにより、営業利益は1,519百万円（前年同四半期比256.2%増）、経常利益は1,566百万円（前年同四半期比144.2%増）、四半期純利益は1,343百万円（前年同四半期比160.6%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### [テストソリューション事業]

モバイル機器向け半導体需要が大幅に伸長したことにより半導体検査用バーインソケット製品やテストソケット製品の販売は好調な推移となりました。また、自動車のエレクトロニクス化の進展を受け車載向け半導体検査用バーインソケット製品も堅調な推移となりました。

その結果、売上高5,768百万円（前年同四半期比19.5%増）、営業利益1,095百万円（前年同四半期比49.6%増）となりました。

#### [コネクタソリューション事業]

国内市場においては、アミューズメント・車載機器向けY F L E X製品、プリンタ・複合機・車載機器向けコネクタ製品等が比較的堅調に推移いたしました。また、北米市場では通信インフラ向けコネクタ製品を中心に堅調に推移し、欧州市場では産業機器向けコネクタ製品を中心に拡販することができました。

その結果、売上高6,412百万円（前年同四半期比16.1%増）、営業利益333百万円（前年同四半期は営業損失128百万円）となりました。

#### [光関連事業]

デジタルカメラやデジタルビデオカメラ等の映像機器向け薄膜フィルタ製品は低調な推移となりましたが、医療機器向けおよび光通信向け薄膜フィルタ製品は比較的堅調に推移いたしました。

その結果、売上高589百万円（前年同四半期比4.0%増）、営業利益12百万円（前年同四半期比34.4%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前四半期純利益を計上したことなどから165百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末の資金は5,037百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果取得した資金は1,169百万円（前年同四半期比18.5%減）となりました。これは主に法人税等の支払額が増加したものの、税金等調整前四半期純利益を計上したことによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は651百万円（前年同四半期は0.3百万円の使用）となりました。これは主に金型等の有形固定資産の取得があったことによるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は443百万円（前年同四半期比39.8%減）となりました。これは主に借入金等の返済及び配当金の支払いがあったことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やICソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年に検査用ICソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてICソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、テストソリューション事業とコネクタ事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のYFLFX事業および一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業があげられ、これらの事業を当社および子会社16社と関連会社2社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

ロ．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成25年度からの新経営体制のもと、「構造改革」「収益力強化」「成長戦略」の3つの柱をベースとした「事業構造改革」に取り組んでおり、持続的成長と収益力の向上を図ってまいります。

- ・「構造改革」については、グループ企業全体での連携を強化し、業務の効率化を図り、さらなる固定費削減に取り組む。
- ・「収益力強化」については、グローバルでの地域・市場・顧客・製品別戦略の連携を強化し、連結ベースでの利益の最大化を図る。
- ・「成長戦略」については、「伸びる地域・伸びる市場・元気な顧客・儲かる製品」と「魅力ある製品づくり」をキーワードに成長戦略を具現化し、収益力の強化を図る。

当社は、前述の諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成24年6月27日に開催された第57期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

注1：特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

本方針の具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

## 本方針の内容

### イ．本方針導入の目的

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

### ロ．独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注3）の中から選任します。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

## 八．大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならない、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手続きに従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ・大規模買付者およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ・大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類および価格、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けおよび関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ・大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
- ・大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考えられる場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様への判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部（以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。）を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

## 二．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### a．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的な内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、以下のとおりであります。

#### (a) 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

(c) 発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

(d) 各新株予約権の払込金額

無償とする。

(e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(h) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記(g)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要かつ相当な範囲で上記a.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(a) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ・株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ・当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしなくて、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

c. 対抗措置発動の停止等について

上記a.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」またはb.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

前記 および の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記 の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

前記 の取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、656,796千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,289,775	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	23,289,775	同左	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年8月8日
新株予約権の数(個)	7,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	775,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	628(注)2.
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成31年6月30日(注)3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 632.15 資本組入額 317.00(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式とします。本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成26年8月7日の東京証券取引所における普通取引の終値である金628円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権を権利行使することができる期間（以下、「権利行使期間」という。）は、平成29年7月1日から平成31年6月30日（ただし、平成31年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとします。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 新株予約権者は、平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、営業利益の累計額が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとします。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとします。

(a) 平成27年3月期から平成29年3月期の営業利益の累計額が39億円以上の場合  
 行使可能割合：30%

(b) 平成27年3月期から平成29年3月期の営業利益の累計額が42億円以上の場合  
 行使可能割合：60%

(c) 平成27年3月期から平成29年3月期の営業利益の累計額が45億円以上の場合  
 行使可能割合：100%

新株予約権者が死亡した場合、その直前に、の条件を満たしている限りにおいて、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を相続し、当該新株予約権を行使することができるものとします。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続し、行使することはできないものとします。

新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社もしくは当社関係会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位（嘱託または顧問等名称は問わない。）にあることを要するものとします。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職もしくは会社都合退職その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合はこの限りではないものとします。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付することとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定することとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. に定める行使期間の末日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4. に準じて決定することとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

その他新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定することとします。

新株予約権の取得事由及び条件

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定することとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	-	23,289,775	-	10,047,063	-	1,586,633

(6)【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,215	22.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	968	4.16
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	619	2.66
山一電機取引先持株会	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号	618	2.66
山一電機従業員持株会	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号	540	2.32
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	493	2.12
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	421	1.81
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム アカウンツ エム エヌオーエム (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	Nomura House - 1st Martins Le Grand London United Kingdom (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	374	1.61
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	323	1.39
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	296	1.27
計	-	9,871	42.38

(注)1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数の内訳は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,074,100
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	214,200
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	224,200
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	224,800
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	15,400
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	227,300
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	228,200
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,800

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数の内訳は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	968,200

3. 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数の内訳は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	199,900
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	41,100
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	29,500
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託A口)	49,000
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	3,900

4. インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から、平成26年7月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年7月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階	株式 1,534,300	6.59

5. 大和証券投資信託委託株式会社から、平成26年9月3日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年8月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株式 2,333,000	10.02

6. 野村證券株式会社及びその共同保有者4社から、平成26年9月5日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年8月29日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 7,599	0.03
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London, United Kingdom	株式 1,096,000	4.71
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York	株式 32,200	0.14
NOMURA HOLDING AMERICA Inc.	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York	株式 0	0.00
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式 128,400	0.55

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,280,200	232,802	-
単元未満株式	普通株式 6,875	-	-
発行済株式総数	23,289,775	-	-
総株主の議決権	-	232,802	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権の数38個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山一電機(株)	東京都大田区南蒲田 二丁目16番2号	2,700	-	2,700	0.01
計	-	2,700	-	2,700	0.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,890,952	5,144,919
受取手形及び売掛金	3,943,119	4,769,555
商品及び製品	1,241,731	1,229,617
仕掛品	226,183	299,609
原材料及び貯蔵品	1,332,222	1,431,462
繰延税金資産	53,288	83,178
その他	583,656	758,518
貸倒引当金	10,018	11,823
流動資産合計	12,261,134	13,705,037
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,775,372	2,777,505
機械装置及び運搬具(純額)	1,209,221	1,211,073
工具、器具及び備品(純額)	1,434,748	1,517,010
土地	3,437,510	3,440,330
リース資産(純額)	60,350	58,590
建設仮勘定	186,427	134,349
有形固定資産合計	9,103,631	9,138,860
無形固定資産	77,087	99,655
投資その他の資産		
投資有価証券	1,627,780	1,902,072
繰延税金資産	118,637	164,899
退職給付に係る資産	170,507	788,162
その他	254,666	274,506
貸倒引当金	35,183	36,828
投資その他の資産合計	2,136,407	3,092,812
固定資産合計	11,317,127	12,331,328
繰延資産	4,659	4,228
資産合計	23,582,921	26,040,595

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,521,447	1,695,788
1年内償還予定の社債	35,000	35,000
短期借入金	4,898,480	4,860,760
未払法人税等	119,862	194,413
賞与引当金	163,895	225,034
役員賞与引当金	-	40,000
繰延税金負債	67,258	80,417
その他	1,806,092	1,726,162
流動負債合計	8,612,036	8,857,577
固定負債		
社債	162,500	145,000
長期借入金	428,740	586,960
役員退職慰労引当金	62,689	61,776
退職給付に係る負債	32,225	49,466
資産除去債務	18,311	18,521
繰延税金負債	239,492	557,889
その他	544,871	377,218
固定負債合計	1,488,830	1,796,833
負債合計	10,100,867	10,654,410
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,047,063	10,047,063
資本剰余金	1,586,633	1,586,633
利益剰余金	2,454,079	4,080,900
自己株式	3,754	3,754
株主資本合計	14,084,022	15,710,842
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	413,945	589,487
為替換算調整勘定	926,748	831,744
退職給付に係る調整累計額	105,111	101,556
その他の包括利益累計額合計	617,915	343,814
新株予約権	-	3,216
少数株主持分	15,946	15,940
純資産合計	13,482,053	15,386,185
負債純資産合計	23,582,921	26,040,595

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	11,113,984	12,770,832
売上原価	7,919,825	8,397,064
売上総利益	3,194,159	4,373,767
販売費及び一般管理費		
給料	1,286,761	1,365,313
賞与	57,416	102,523
福利厚生費	208,995	198,604
運賃諸掛	143,720	147,533
旅費及び交通費	89,474	92,741
減価償却費	80,529	66,528
支払手数料	123,755	110,936
賃借料	188,250	180,508
雑費	588,774	589,888
販売費及び一般管理費合計	2,767,677	2,854,579
営業利益	426,481	1,519,187
営業外収益		
受取利息	4,199	2,490
受取配当金	26,026	21,499
為替差益	243,644	72,244
持分法による投資利益	-	549
スクラップ売却益	32,321	17,031
助成金収入	19,800	10,234
その他	37,557	36,269
営業外収益合計	363,550	160,321
営業外費用		
支払利息	86,803	65,690
持分法による投資損失	5,107	-
その他	56,758	47,361
営業外費用合計	148,669	113,052
経常利益	641,362	1,566,456
特別利益		
固定資産売却益	32,389	6,632
特別利益合計	32,389	6,632
特別損失		
固定資産売却損	-	175
特別損失合計	-	175
税金等調整前四半期純利益	673,752	1,572,913
法人税、住民税及び事業税	154,926	291,900
法人税等調整額	3,742	62,972
法人税等合計	158,669	228,928
少数株主損益調整前四半期純利益	515,083	1,343,984
少数株主損失( )	727	6
四半期純利益	515,811	1,343,991

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	515,083	1,343,984
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	151,230	175,541
為替換算調整勘定	52,262	101,023
退職給付に係る調整額	-	3,555
持分法適用会社に対する持分相当額	19,483	6,019
その他の包括利益合計	222,976	274,101
四半期包括利益	738,059	1,618,085
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	738,660	1,618,092
少数株主に係る四半期包括利益	600	6

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	673,752	1,572,913
減価償却費	638,180	632,042
受取利息及び受取配当金	30,226	23,990
支払利息	86,803	65,690
為替差損益(は益)	228,181	92,043
売上債権の増減額(は増加)	160,110	720,849
たな卸資産の増減額(は増加)	317,581	81,028
仕入債務の増減額(は減少)	1,348	164,843
その他	127,481	27,892
小計	1,744,153	1,489,686
利息及び配当金の受取額	34,705	24,012
利息の支払額	89,230	63,615
特別退職金の支払額	163,577	67,554
法人税等の支払額	91,808	213,201
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,434,243	1,169,327
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,504,023	531,435
有形固定資産の売却による収入	1,146,667	14,256
その他	357,007	134,487
投資活動によるキャッシュ・フロー	348	651,666
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	376,780	151,450
長期借入れによる収入	150,000	400,000
長期借入金の返済による支出	322,800	289,280
セール・アンド・リースバックによる収入	159,985	-
配当金の支払額	-	115,053
その他	346,723	287,317
財務活動によるキャッシュ・フロー	736,318	443,100
現金及び現金同等物に係る換算差額	44,058	91,205
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	741,635	165,766
現金及び現金同等物の期首残高	3,795,780	4,871,652
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,537,415	5,037,419

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金及び繰延税金負債に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が619,975千円、利益剰余金が399,264千円及び繰延税金負債が220,711千円、それぞれ増加しております。なお、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

債権流動化による売掛債権譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
受取手形及び売掛金(売掛金)	675,602千円	573,443千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	4,554,915千円	5,144,919千円
預入期間が3か月を超える定期預金	17,500	107,500
現金及び現金同等物	4,537,415	5,037,419

(株主資本等に関する注記)

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	116,434	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)4
	テストソリ ューション 事業	コネクタソ リューション 事業	光関連事業	E M S 事業 (注)2	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	4,827,273	5,522,652	567,327	196,354	11,113,608	375	11,113,984	-	11,113,984
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	14,571	14,571	14,571	-
計	4,827,273	5,522,652	567,327	196,354	11,113,608	14,946	11,128,555	14,571	11,113,984
セグメント利益 又は損失( )	731,909	128,697	18,717	80,132	541,796	580	542,376	115,895	426,481

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。

2. E M S 事業はプライコンマイクロエレクトロニクスINC.については平成25年6月28日に当事業を譲渡し、また、マティ株式会社については平成25年6月10日をもって終息し、第1四半期連結累計期間をもって当事業から撤退いたしました。そのため、当第2四半期連結会計期間においては、マティ株式会社の清算に係る取引のみ行っております。

3. セグメント利益又は損失( )の調整額は、全社費用 41,010千円及び連結調整額 74,884千円であり、全社費用は、報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。なお、平成25年6月26日の組織変更に伴い、当第2四半期連結会計期間の研究開発費は各報告セグメントに含まれております。

4. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント(注)2				その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)4
	テストソリ ューション 事業	コネクタソ リューション 事業	光関連事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	5,768,263	6,412,696	589,814	12,770,775	56	12,770,832	-	12,770,832
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	4,715	4,715	4,715	-
計	5,768,263	6,412,696	589,814	12,770,775	4,772	12,775,548	4,715	12,770,832
セグメント利益 又は損失( )	1,095,231	333,897	12,286	1,441,415	380	1,441,034	78,152	1,519,187

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。

2. E M S 事業は前連結会計年度をもって撤退しております。

3. セグメント利益又は損失( )の調整額の主な内訳は、未実現利益の消去20,488千円であります。

4. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日 )	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日 )
1 株当たり四半期純利益	22円15銭	57円71銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益 ( 千円 )	515,811	1,343,991
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る四半期純利益 ( 千円 )	515,811	1,343,991
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	23,286,985	23,286,985
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成26年 8 月 8 日取締役会決議 新株予約権 この概要は、「第 3 提出会社の状況 1 株式等の状況 ( 2 ) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

( 注 ) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、前第 2 四半期連結累計期間については潜在株式が存在しないため、当第 2 四半期連結累計期間については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長塚 弦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。